

報道関係者 各位

平成28年11月10日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 町田 良則

専門監督官 貝田 直也

電話 018-862-6682

「木造建築工事労働災害防止重点期間^{※1}」における臨検監督の結果について
～危険度の高い使用停止・立入禁止等の命令書交付件数が過去最高～

秋田労働局（局長 松本安彦）は、労働局及び6労働基準監督署の労働基準監督官及び安全担当職員が、10月1日から10月31日までの「木造建築工事労働災害防止重点期間」（以下「重点期間」という。）に、県内で施工中の木造建築工事現場に対し、集中的に臨検監督を実施したので、その結果を以下のとおり取りまとめました。

■ 臨検は125現場、違反現場数は82現場

期間中に臨検監督を実施した現場数は125現場であった。

このうち、労働者の安全と健康の確保などを定めた労働安全衛生法にかかる違反があった現場は82現場だった。

【臨検監督結果の概要（別添1参照）】

■ 臨検監督事業場は185事業場、違反率は75.1%

臨検した事業場数は185事業場で、このうち労働安全衛生法違反が認められた事業場は139事業場で、違反率は75.1%となった。

※事業場数は、建設業の現場で作業する元請、下請を含むすべての数。

※この時期に実施している建設業重点監督の違反率等は、平成4年度から記録が残っている。

■ 主な違反は、墜落防止措置にかかる違反が65.9%と多い

主な違反の内容は、違反が多かった順に

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ①墜落防止措置に関するもの | 122事業場（違反率 65.9%） |
| ②元請の現場管理（下請指導等）に関するもの | 39事業場（違反率 21.1%） |
| ③移動はしごの転位防止措置等に関するもの | 22事業場（違反率 11.9%） |

などとなっている。（別添1 表2参照）

※違反は、条文毎に指摘するため①～③等は重複する場合もある。

■ 使用停止・立入禁止等^{※2}を命じた事業場は過去最高の28事業場

特に危険度の高い機械設備や作業場に対し、使用停止・立入禁止等の命令書を交付した事業場は11現場の28事業場だった。10月では過去最高となっている。

この内訳は、使用停止・立入禁止等の命令書を交付した事業場の96.4%にあたる27事業場で墜落防止措置に関する違反での交付となっている。

【臨検監督の典型的な事例（別添 2 参照）】

■ 外部足場の建物側に手すり等が設置されておらず、墜落の危険があった現場

建築工事現場で外部足場の建物側に手すり等が設置されておらず、墜落防止措置が講じられていないものに対する指導（事例 1）

■ 建物内部の開口部に覆いや手すり等が設置されておらず、墜落の危険があった現場

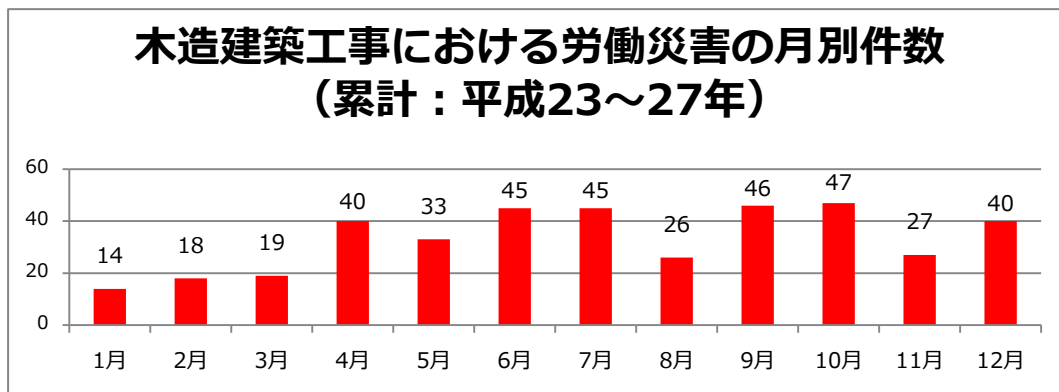
建築工事現場で建物内部に開口部があり、覆いや手すり等が設置されておらず、墜落防止措置が講じられていないものに対する指導（事例 2）

【今後の取組】

平成 28 年の秋田県内の死亡災害は 9 人（10 月末日現在）となっており、そのうち木造家屋建築工事業は、**2 名**の方が亡くなっていますが、その原因は「墜落」となっています。臨検監督の結果から墜落に関する法違反が多い状況であり、労働災害は年末に向け増加傾向になることから、秋田労働局では、引き続き労働災害撲滅のために木造家屋建築工事業に対する臨検監督等を重点的に実施していきます。

※ 1 「木造建築工事労働災害防止重点期間」

建設現場に対する臨検監督は、通年で実施していますが、10 月は、年内の引き渡しに向け住宅工事が繁忙期となり、工事現場で労働災害が増加する傾向にあるため、労働災害防止重点期間と位置づけ、木造建築工事現場に対して集中的に臨検監督に取り組んだものです。



注：休業 4 日以上労働災害を集計したものです。

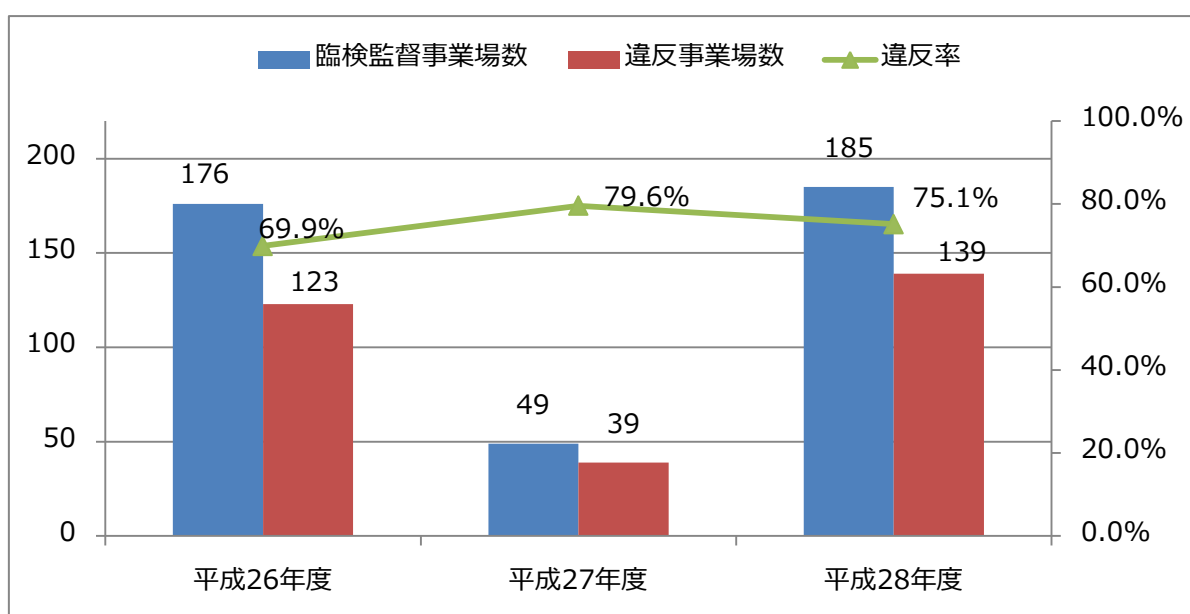
※ 2 「使用停止・立入禁止等の命令書」

特に危険な作業現場に対して労働基準監督官が労働安全衛生法第 98 条に基づき行う行政処分。命令が交付された対象物、場所については、改善が確認され命令解除を受けない限り、使用や立入が禁止される。

（例）高所作業で墜落防止措置（作業床の設置や手すり等の設置）が講じられていない場合等

【表 1】過去 3 年の木造家屋建築工事業に対する 10 月の臨検監督事業場数等の推移

年度	臨検監督事業場数	違反事業場数	違反率
平成 26 年度	176	123	69.9%
平成 27 年度	49	39	79.6%
平成 28 年度	185	139	75.1%

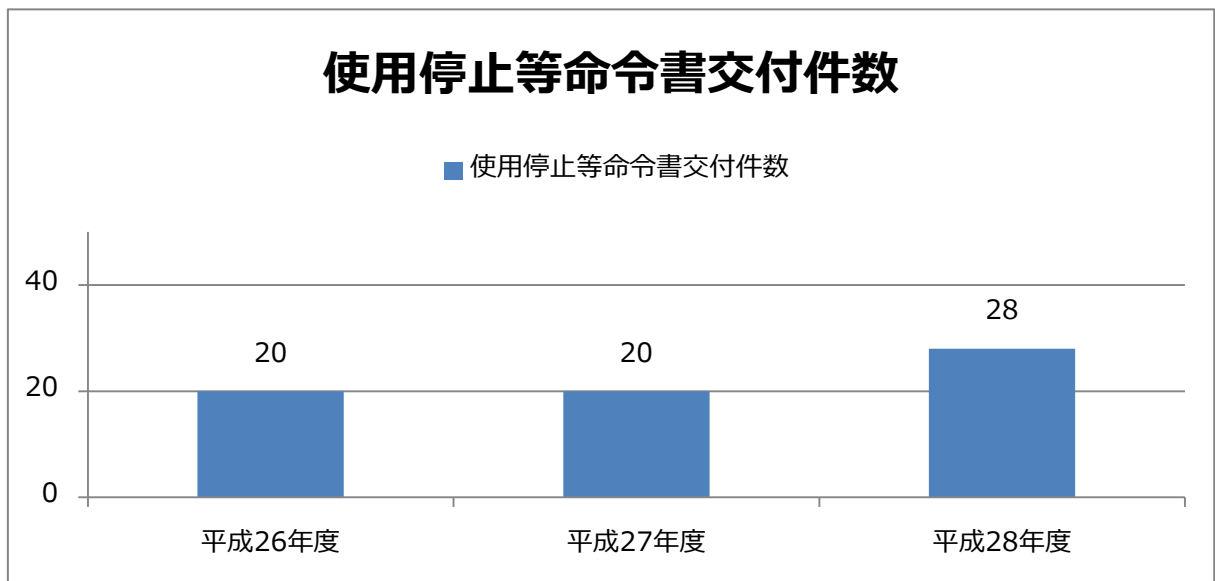


【表 2】主な違反内容（平成 27 年度・平成 28 年度）

主な違反内容	平成 27 年度		平成 28 年度	
	違反事業場数	違反率	違反事業場数	違反率
墜落防止措置に関するもの	42	85.7%	122	65.9%
元請の現場管理（下請指導等）に関するもの	6	12.2%	39	21.1%
移動はしごの転位防止措置等に関するもの	4	8.2	22	11.9
作業主任者の氏名等の周知	6	12.2%	18	9.7%

【表 3－1】使用停止等命令書の交付状況

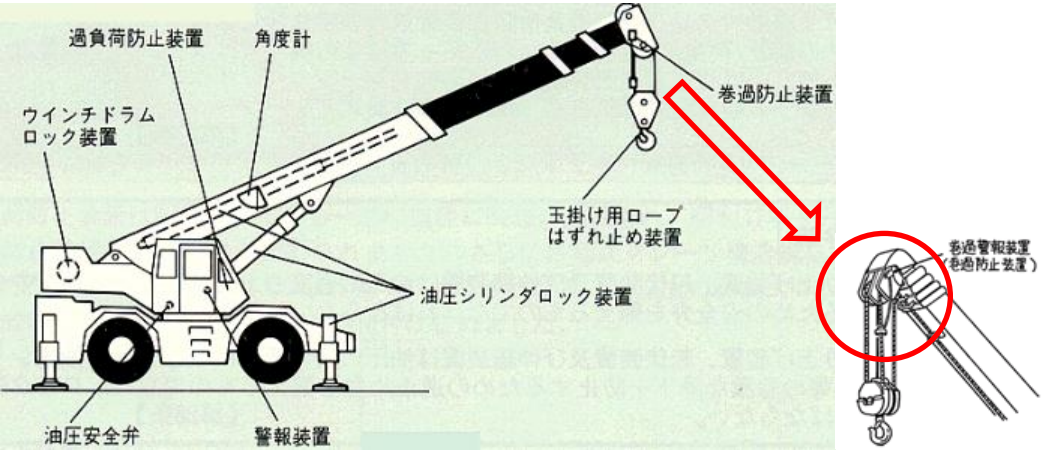
年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
使用停止等命令書交付件数	2 0	2 0	2 8



【表 3－2】主な使用停止等命令書の違反内容（平成 2 7 年度・平成 2 8 年度）

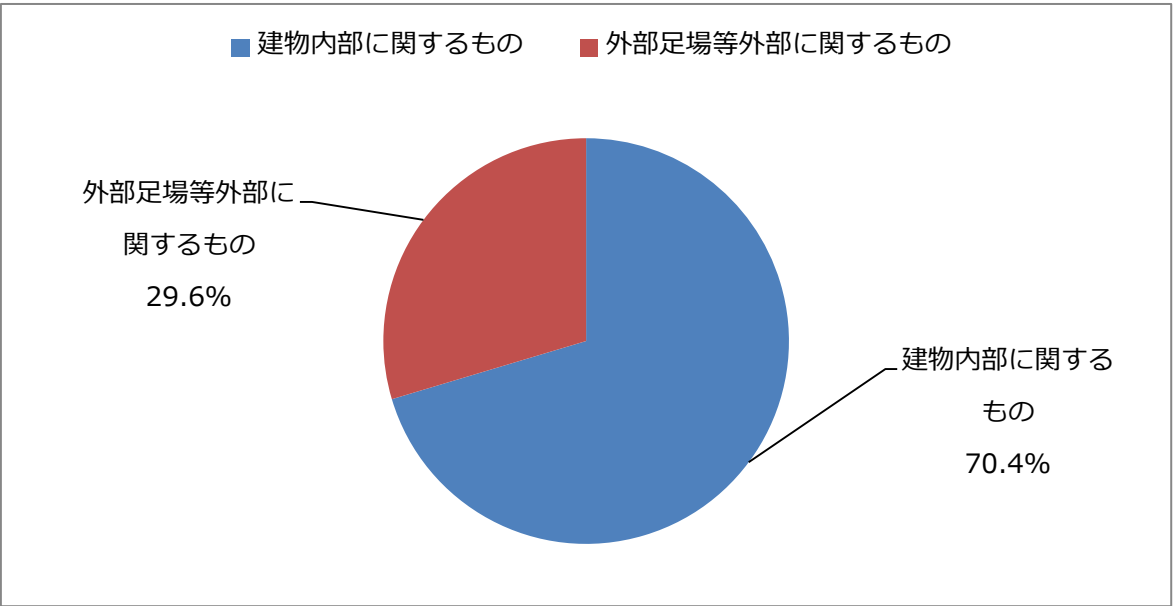
主な違反内容	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
	件数	件数
墜落防止措置に関するもの	1 9	2 7
移動式クレーンの過巻警報装置がないもの	1	0
丸のご盤の歯の接触予防装置	0	1

【参照】移動式クレーンの過巻防止装置



【表 3-3】平成 2 8 年度の使用停止等命令書の墜落防止措置に関するものの内容

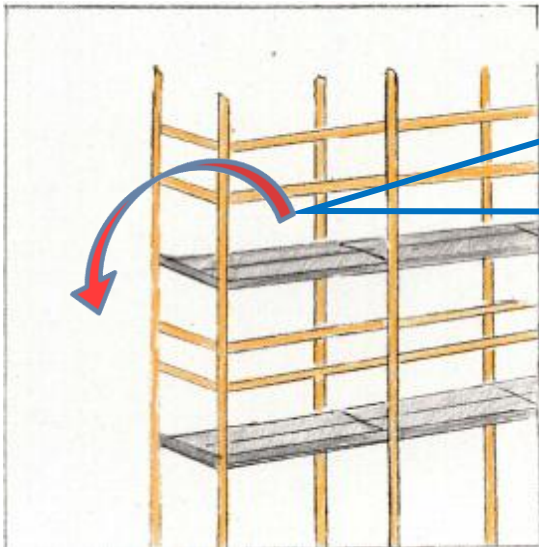
平成 2 8 年度の墜落防止措置に関するもの 2 7 件	
建物内部に関するもの	外部足場等外部に関するもの
1 9	8



事例 1
(建築現場)

建物外部の墜落防止措置に関するもの。外部足場の建物側に手すり等の墜落防止措置が講じられていなかったため、墜落災害が発生する危険があった。

【臨検監督において把握した事実】

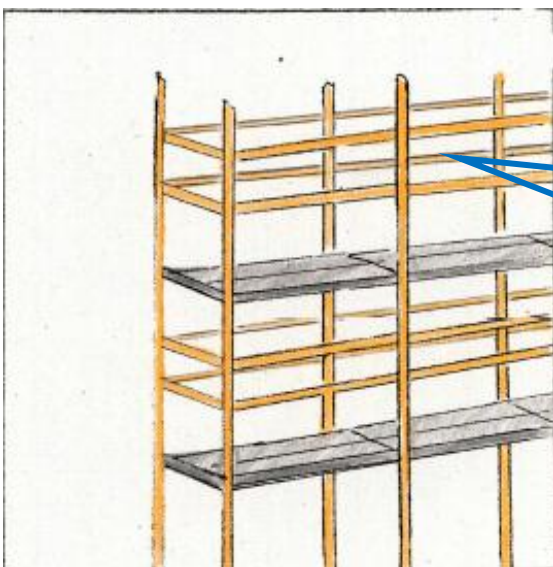


建築現場に臨検監督を実施した。建物外部に足場が設置されており、外壁設置作業が行われていた。作業している側（建物側）には手すり等の墜落防止措置が講じられていなかったため、外部足場と建物の間のすき間に墜落する危険があった。

【監督署の対応】

墜落災害が発生する危険が高かったため、事業主に対し、外部足場を使用しての作業停止と建物側に手すりとかん等（中さん）等の設置を命じた（労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第563条第1項違反）。

【監督指導の結果】

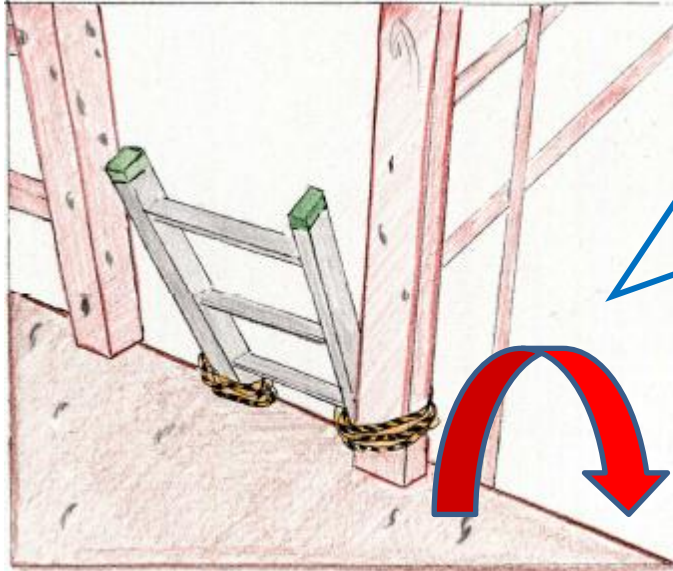


墜落の危険のある外部足場の建物側に手すりとかん（中さん）を設置する等の安全対策が講じられ、改善された。

事例 2
(建築現場)

建物内部の墜落防止措置に関するもの。建物内部の開口部の端部に手すり等の墜落防止措置が講じられていないため、墜落災害が発生する危険があった。

【臨検監督において把握した事実】

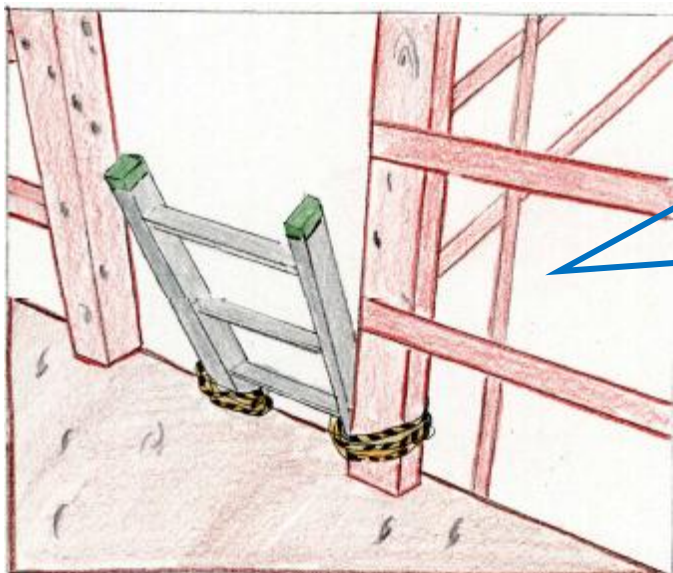


建築現場に臨検監督を実施した。
建物内部では、階段がまだ作られておらず、開口部があった。昇降設備としてはしごが設置されていた。2階では断熱材を入れる作業が行われていた。開口部端部には墜落防止措置が講じられていない箇所があり、作業員が墜落する危険があった。

【監督署の対応】

事業主に対し、開口部端部への立入禁止と手すり等の墜落防止措置の設置を命じた（労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第519条第1項違反）。

【監督指導の結果】



墜落の危険のある開口部端部に、手すりが設置されたことで安全対策が講じられ、改善された。